

監 査 公 表

平成29年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月17日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 下 元 博 司
 高知市監査委員 清 水 おさむ

平成29年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
健康福祉部福祉管理課 第4 監査 1 相談受付から保護開始決定まで (6) 収入認定（ケースワーカー） ③ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断 ウ 事例・事実㉞（売電料） 今後は、「保護開始決定前の物品月賦購入とこれを活用して得られた定期的収入認定との関係」について、福祉事務所と厚生労働省との間で協議した上で、同種事案への対応をすることを望みます（合規性の観点からする意見）。	健康福祉部福祉管理課 第4 監査 1 相談受付から保護開始決定まで (6) 収入認定（ケースワーカー） ③ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断 ウ 事例・事実㉞（売電料） 「保護開始決定前の物品月賦購入とこれを活用して得られた定期的収入認定との関係」について、平成30年5月11日に架電により厚生労働省に対し照会を行いました但し回答を得られなかったため、令和3年9月13日に高知県福祉指導課に同内容の質問を行いました但し回答を得られていません。 今後同種事案が生じたときは当福祉事務所と高知県福祉指導課、厚生労働省と協議した上で対応してまいります。
健康福祉部福祉管理課 第4 監査 1 相談受付から保護開始決定まで (7) 要否判定（ケースワーカー） ③ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断	健康福祉部福祉管理課 第4 監査 1 相談受付から保護開始決定まで (7) 要否判定（ケースワーカー） ③ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断

<p>ア 事例・事実㉞（葬祭扶助申請却下）</p> <p>「基準額を超えた葬祭費扶助の可否」については厚生労働省の見解を仰ぎ、今後同種事案へ対応されることを望みます（合規性の観点からする意見）。</p>	<p>ア 事例・事実㉞（葬祭扶助申請却下）</p> <p>「基準額を超えた葬祭費扶助の可否」について、平成30年5月11日に架電により厚生労働省に対し照会を行いました但し回答を得られていません。</p> <p>このことについて、令和3年8月に高知県福祉指導課から「生活保護の葬祭扶助の適正な給付等について」（平成26年3月31日付け社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を受け取りました。</p> <p>当該通知によれば、葬祭扶助はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであり、高額な葬祭費用に対して葬祭扶助費の支給限度額を適用する取扱いは認められないとされています。</p> <p>この解釈として、基準額を超える葬祭費用が全て高額なものに該当するかの疑問が払拭できないため、今後同種事案が生じた場合は、その葬祭費用が高額なものに該当するか否かを個別に判断し対応してまいります。</p>
<p>健康福祉部福祉管理課 第4 監査 2 保護開始決定から停止・廃止まで (3) 医療扶助（ケースワーカー，医療適正化推進員，生活保護医療相談員） ④ 長期入院 ウ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断 （ア）事例・事実㉞（実態把握対象者名簿）</p> <p>実態把握対象者名簿の記載からは、長期入院患者の受け入れ先としての扶養義務者調査が十分になされていないように思われます。この点は必ずしも適切とは言えず、改善されるべきです（合規性の観点からする指摘）。</p>	<p>健康福祉部福祉管理課 第4 監査 2 保護開始決定から停止・廃止まで (3) 医療扶助（ケースワーカー，医療適正化推進員，生活保護医療相談員） ④ 長期入院 ウ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断 （ア）事例・事実㉞（実態把握対象者名簿）</p> <p>長期入院患者の受入先としての扶養義務者調査については、その実施状況が適切に確認できるようにするため、実態把握対象者名簿に抜かりなく記載するよう、職員に周知してまいります。</p>
<p>健康福祉部福祉管理課 第4 監査</p>	<p>健康福祉部福祉管理課 第4 監査</p>

<p>2 保護開始決定から停止・廃止まで</p> <p>(4) 返還金・徴収金処理（ケースワーカー）</p> <p>② 返還金，徴収金の管理回収</p> <p>ウ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断</p> <p>(イ) 事例・事実①（債務の登録について）</p> <p>生活保護の変更通知書・決定通知書に，返還金が記載されていることから，通知書に記載された金額を手作業で入力して登録作業を行うとのことでした。</p> <p>変更通知書・決定通知書は，毎日発生することから，毎日この登録作業が発生するとのことでした。</p> <p>合規性・3E判断</p> <p>生活保護の変更通知書・決定通知書に記載された返還金を手作業入力で登録する作業はそれ自体高コストであるとともに，誤入力の危険があります。変更通知書・決定通知書作成時に入力した返還金額が自動的に登録されるようなシステムの導入が望まれます（3Eの観点からする意見）。</p>	<p>2 保護開始決定から停止・廃止まで</p> <p>(4) 返還金・徴収金処理（ケースワーカー）</p> <p>② 返還金，徴収金の管理回収</p> <p>ウ 事例・事実とこれに対する合規性・3E判断</p> <p>(イ) 事例・事実①（債務の登録について）</p> <p>生活保護システムの入替えについては，今後，国による標準システムへの移行が計画されており，次期生活保護システムの仕様が公表されるまでは二重投資となる可能性もあることから，新たなシステムの導入等の検討は難しいため，時期の到来とともに検討をすることとしています。</p>
---	---